

令和5年5月2日

保護者様

京丹後市立久美浜小学校
校長 杉本 智

新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応について

平素は本校教育活動に、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置付けが5類へと移行することとなり、これまで3年余りに及んだ感染対策も一つの節目を迎えることとなります。この間、様々な制約があるにも関わらず、本校の教育活動に御理解、御協力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

5類移行後は、これまで行ってきた感染症対策を一律に講じるのではなく、児童生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、下記のとおり対応してまいりますので、御家庭におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 移行後の教育活動について

- 現在行っている一律的な対策（身体的距離の確保等）は行いませんが、「2 感染症対策等について」に示す内容について、引き続き対策及び指導を行います。

2 感染症対策等について

- 適切な換気や清掃による空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- マスクの着用を求めないことを基本としますが、流行の兆しが見られた時など、マスクの着用を推奨する場合があります。
- 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるよう指導します。
- 学校医やスクールカウンセラー等とも連携しながら、児童の心身状況の把握や心のケアに努めます。
- 感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないよう、人権尊重の視点に立った指導を継続します。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患がある児童については、主治医の見解を保護者に確認し、学校医等とも相談しながら対応を検討します。

3 出席停止措置の取扱いについて

- 児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止とします。
なお、出席停止の基準は、これまでから「2日間」短縮となり、「発症した後5日を経過し、

かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。児童生徒の感染が判明した場合には速やかに学校まで御連絡ください。

- ・児童生徒本人が感染した場合のほか、感染している疑いがある場合や、感染する恐れがある場合には、校長判断により出席停止の措置を講じることができますので、御理解いただくとともに、御家庭でお気づきのことがあれば学校に御相談ください。

(例1) 最短の場合は、発症後4日目までに軽快していること

期間	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症日					軽快		登校可				

(例2) 発症後5日目に軽快した場合

期間	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症日						軽快		登校可			



発症後10日間はマスク着用を推奨します。

4 濃厚接触者について

- ・令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般的に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

5 学級閉鎖について

- ・学校保健安全法のもと、学校医と相談の上、流行への対策として学級閉鎖を実施する場合があります。5類移行後は、季節性インフルエンザ等と同じ基準で判断を行います。

6 その他

- ・毎朝の健康観察を心がけ、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、学校に御相談ください。(毎朝の検温の記録は求めません。)